

子育て世帯生活支援特別給付金追加給付について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に追加して給付する。

2 概要

(1) 支給対象者

令和4年4月から令和5年2月末時点で以下の①～③に該当している養育者

- ①平成16年4月2日から令和5年2月28日生まれの児童
- ②平成14年4月2日から平成16年4月1日生まれで、特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）の対象児童
- ③平成14年4月2日から平成16年4月1日生まれで、児童育成手当（障害手当）と同程度の障害*を持つ児童

※ 身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、または脳性麻痺、進行性筋萎縮症

(2) 支給額

児童1人あたり15,000円

(3) 支給対象者数の見込み

34,153人

(4) 受付期間

令和4年12月1日から令和5年2月28日（予定）

(5) 支給方法

児童手当や特別児童扶養手当を受給している対象者（以下「申請不要者」という。）は、事前にお知らせを送付し、児童手当や特別児童扶養手当で保有している口座へ振込により支給する。それ以外の者（以下「要申請者」という。）については市報やホームページへ掲載したり、対象となり得る可能性が高い者へお知らせを送付したりして、幅広く周知し申請を受け付ける。市は申請に基づいて支給の可否について審査し、随時口座振込等により支給する。

(6) 各手当制度の概要

- ①児童手当（国制度）とは、中学校修了前の児童を養育している方へ児童1人あたり月額15,000円又は10,000円を支給（所得制限限度額を超えている場合は5,000円を支給）。
- ②特別児童扶養手当（国制度）とは、20歳未満の重度障害児を養育している方へ児童1人あたり月額52,400円又は34,900円を支給。
- ③児童育成手当（障害手当）（都制度）とは、20歳未満の障害者手帳1級から2級、

愛の手帳1度から3度程度、または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害児を養育している方へ児童1人あたり月額15,500円を支給。

3 事務処理の流れ

- 10月25日 個人情報審議会への諮問
- 11月中旬 申請不要者へのお知らせ作成
- 11月下旬 市報及びホームページに掲載
申請不要者へ支給のお知らせを送付、給付金受給の受給拒否確認
- 12月上旬 申請書受付開始
申請書の記入事項及び添付書類の審査開始
要申請者お知らせを送付
- 12月中旬 申請不要者の受給拒否締め切り
- 12月下旬 申請不要者へ支給
12月中旬までに申請のあった要申請者へ支払通知書送付
要申請者へ支払い
※要申請者は毎月上旬に受け付けた申請分を同月中旬、下旬に受け付けた申請分を同月末に支払う。支払通知書は支払いの4営業日前に送付予定。
- 2月下旬 要申請者の申請書締め切り
- 3月中旬 要申請者へ最終支払い